

第6期総社市障がい福祉計画・
第2期総社市障がい児福祉計画

(素 案)

令和3年3月
岡山県 総社市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
3. 計画の基本指針	2
4. 計画の策定過程	6
第2章 総社市の障がい者等の状況	8
1. 人口の動向	8
2. 障がい児・者の状況	10
第3章 総社市の重点施策に対する取組	16
1. ライフステージを通じた一貫した支援	16
2. ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進	24
3. ライフステージを通じた発達支援	26
第4章 成果目標と評価指標	28
1. 障がい福祉サービス等に関する成果目標	28
2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	36
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	50
第5章 計画の推進体制	61
1. 関係機関等との連携	61
2. 計画の進行管理	62

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障害者自立支援法に変わる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けた法整備が行われ、新たに平成28年度から障害者差別解消法も施行されました。

また、平成30年には「第4次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

本市においては、平成23年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成29年5月に目標としていた障がい者1,000人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決にむけ、「障がい者千五百人雇用」事業をスタートしています。

また、平成30年度から令和5年度までの6か年計画である「第3期総社市障がい者計画」及び、平成30年度からの3か年計画である「第5期総社市障がい福祉計画・第1期総社市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

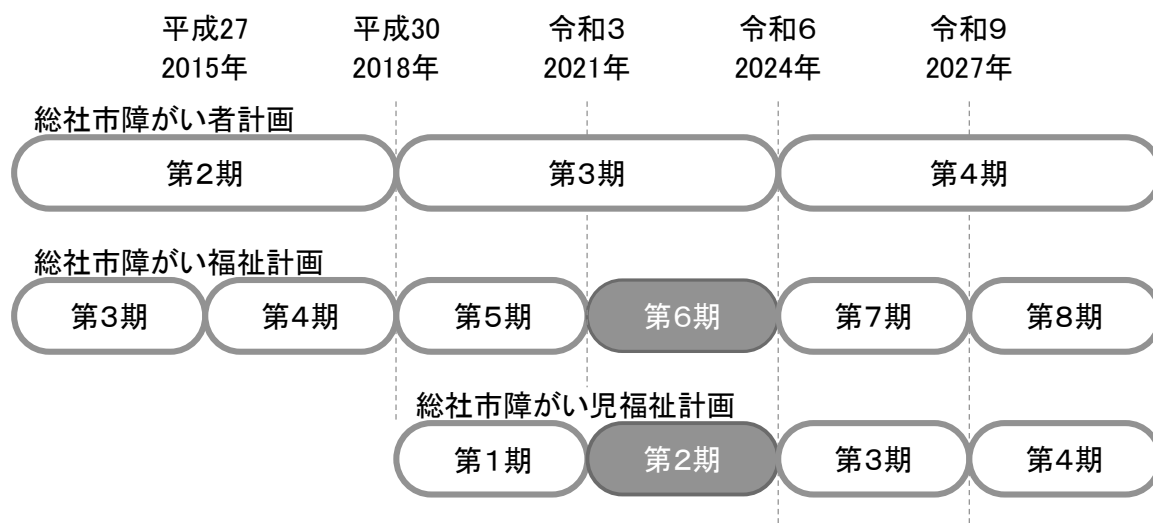
この度、令和2年度をもって「第5期総社市障がい福祉計画・第1期総社市障がい児福祉計画」が期間満了となることから、障害者基本法第11条第3項に基づいた障がい者計画をベースに「第6期総社市障がい福祉計画・第2期総社市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）（以下「国の指針」という。）や総社市総合計画、本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 1 計画の期間



3. 計画の基本指針

(1) 基本理念

日常生活・社会生活の福祉的支援が、自立と共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うため基本理念を掲げています。

総社市は障がい者の一生に責任をもちます

(2) 基本目標と重点施策

「第3期総社市障がい者計画」では、「ライフステージを通じた支援」をスローガンに掲げ、「安心」、「自立」、「健康」、「雇用」、「教育」の5分野からなる基本目標を通じて計画を推進しています。

本計画は、「第3期総社市障がい者計画」と整合を図る必要があることから、「ライフステージを通じた一貫した支援」、「ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進」、「ライフステージを通じた発達支援」を重点施策に位置づけます。

(3) 成果目標（令和5年度までの目標）と評価指標

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（評価指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

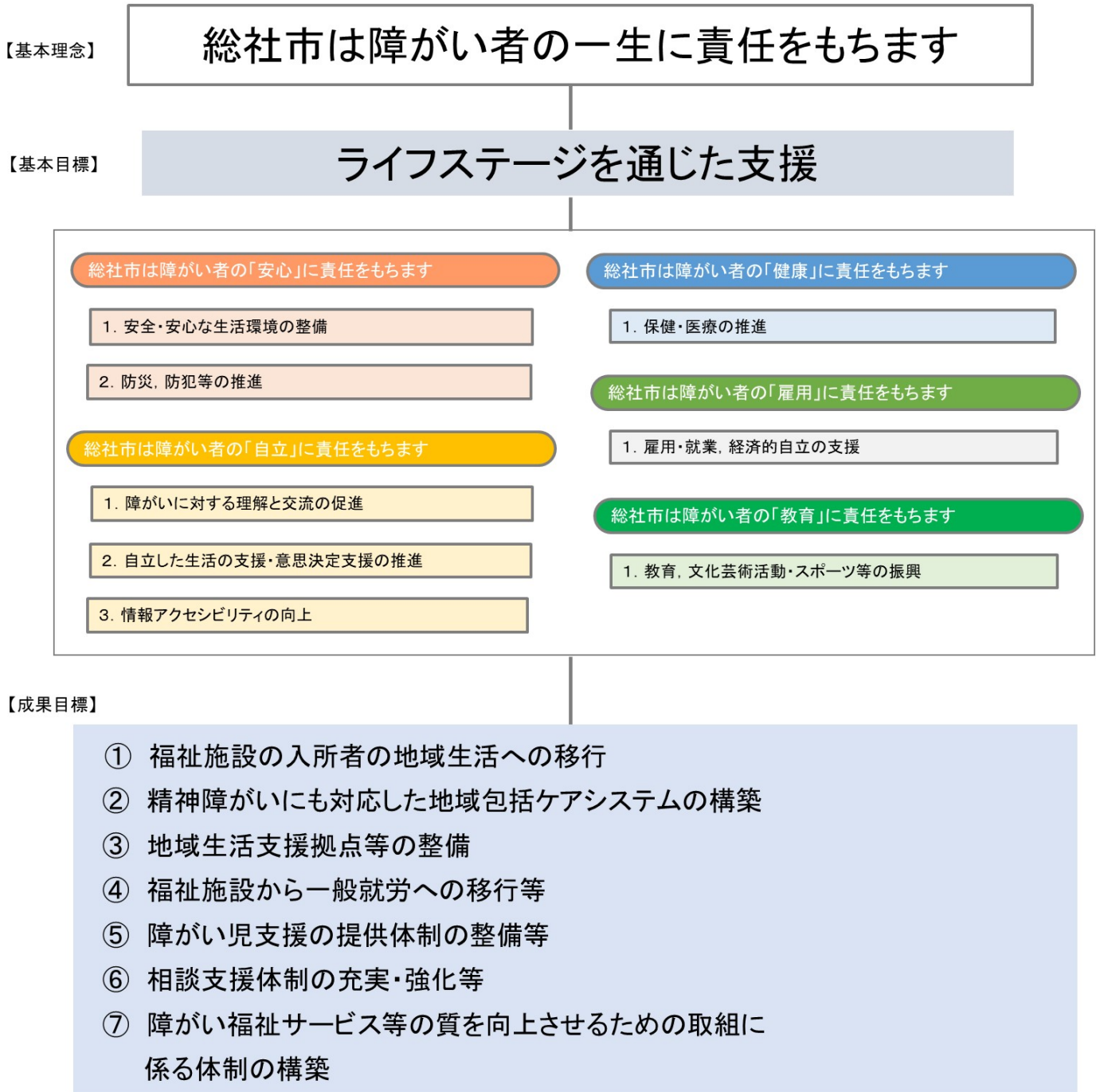
本計画の最終年度となる令和5年度に向けた成果目標を設定し、この成果達成に必要なサービスの見込量（評価指標）及び確保の方策を示します。

しかし、これらは計画の理念を達成するための数値目標であり、本市の障がい者の意向に反してまで目標数値を達成しようとするものではありません。当事者の意向を第一に踏まえ、取組を推進していきます。

成果目標	評価指標
<p>①福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>【成果目標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減 	<p>○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数（施設入所者の削減）
<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【成果目標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・協議の場の参加者数 ・協議の場における目標設定および評価の実施回数 	<p>○ 都道府県の成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

成果目標	評価指標
<p>③地域生活支援拠点等の整備</p> <p>【成果目標3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域生活支援拠点等の確保数 ・運用状況の検証及び検討回数 	<p>○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・地域相談支援 ・短期入所
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>【成果目標4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の年間一般就労移行者数 ・令和5年度の就労定着支援事業利用者数 ・令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 	<p>○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者，利用日数 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型） ・就労定着支援
<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>【成果目標5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援事業の実施 ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ・コーディネーターの配置 	<p>○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい児福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児相談支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <p>【成果目標6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 	<p>○ 以下の障がい（児）福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障がい児相談支援 ・相談支援事業 ・地域活動支援センターⅠ型
<p>⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>【成果目標7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会とのさらなる連携 ・研修等による人材育成 ・指導監査結果の関係市町村との連携強化

(4) 体系



4. 計画の策定過程

障がい者に対する各施策のあり方については、障がい者はもとより、広く市民の意見を把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

(1) 総社市障がい者実態調査

本計画の策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者等を対象に実態調査を実施しました。

① 調査の対象と調査方法

身体障害者手帳を所持されている方、療育手帳を所持されている方、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、障害者通所支援事業を利用されている方、特別支援学級や通級指導教室に通っている方の保護者を対象に、郵送による配布、回収にて調査を行いました。ただし、特別支援学級や通級、指導教室へ通っている方の保護者については、学校を通じた配布・回収を行いました。

② 調査の期間

令和2年11月20日（金）～令和2年12月7日（月）

③ 回収結果

調査対象者数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
2,500人	1,572人 (1,570人)	62.9% (62.8%)

(2) 障がい者団体との意見交換

令和2年12月18日から令和3年1月8日までに、障がい者団体（総社市身体障がい者福祉協会、総社市手をつなぐ親の会、NPO法人あゆみの会、社会福祉法人総社市社会福祉事業団、岡山県立倉敷まきび支援学校）との意見交換を行い、日常生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

(3) 総社市障害者施策推進協議会

事務局による各施策分野の資料等の収集，現状・課題の整理，分析を行い，それを基に総社市障害者施策推進協議会（以下，協議会）に提出するための計画案を作成しました。協議会は保健・医療・福祉関係者，学識経験者，各種団体の長などで構成され，事務局にて作成された計画案について意見をいただき，修正を加え，最終的な計画内容を決定しました。

(4) 総社市地域自立支援協議会

平成19年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し，障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと，「障がい者基幹相談支援センター」を適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては，この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに，必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

(5) パブリックコメント

計画素案を広く市民に公表し，意見募集（パブリックコメント）を行いました。

○実施期間

令和3年2月3日～令和3年2月22日

○実施方法

市ホームページによる公表及び，市役所・出張所での閲覧

○実施結果

提出された意見 ○件

第2章 総社市の障がい者等の状況

1. 人口の動向

(1) 人口の構成

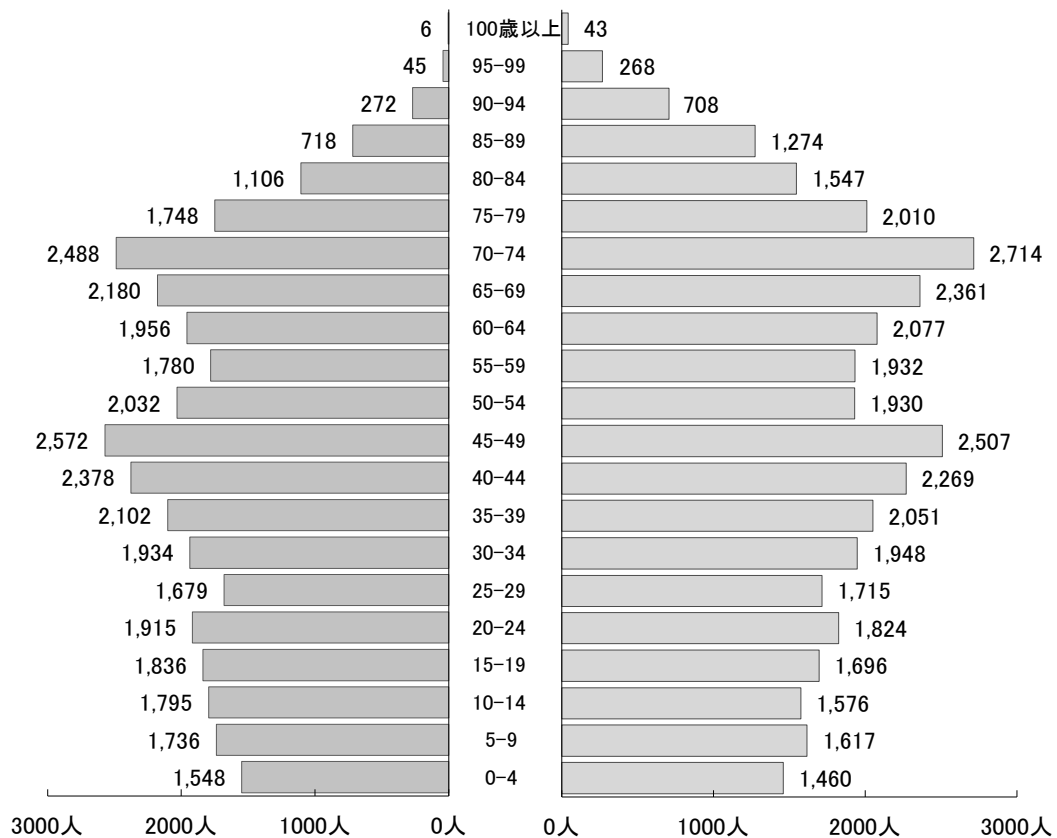
令和2年4月1日現在における本市の人口構成は次のとおりです。いわゆる団塊の世代を含む70～74歳が高齢者となっており、今後も高齢化率が徐々に高くなることが推定されます。

図表2 人口ピラミッド

総人口 69,353人

(男性 33,826人)

(女性 35,527人)



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(2) 人口の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在、69,353人となっており、平成24年以降、微増傾向となっています。

全人口に占める高齢者の割合は28.1%となっており、平成24年から4.4ポイント増加しています。15歳未満の人口割合は、14%台を維持しています。

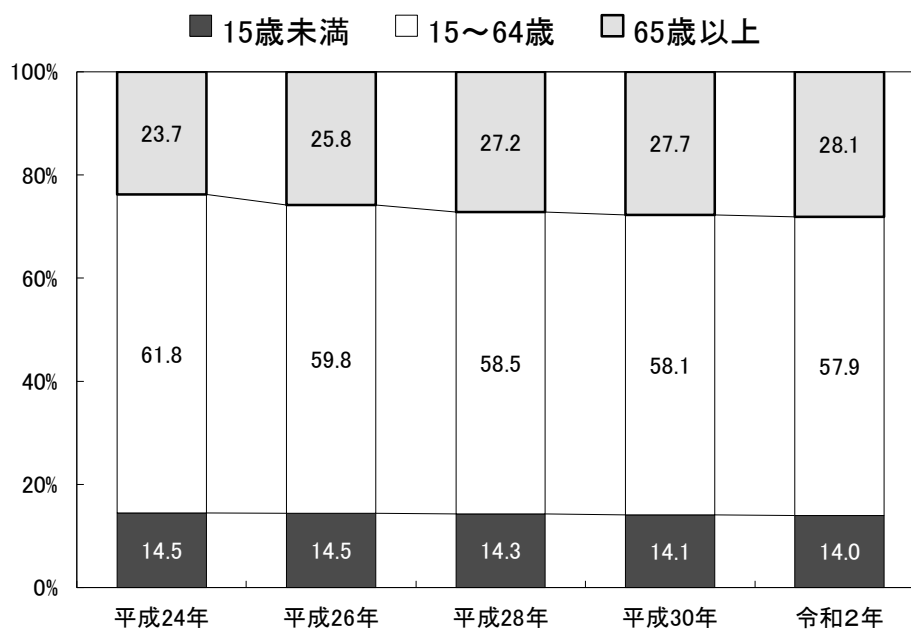
図表3 年齢3区分人口の推移

(人)

	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
15歳未満	9,797	9,797	9,742	9,693	9,732
15～64歳	41,737	40,474	39,714	39,834	40,133
65歳以上	16,046	17,460	18,456	19,010	19,488
総人口	67,580	67,731	67,912	68,537	69,353

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表4 年齢3区分別構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 障がい児・者の状況

(1) 身体障がい児・者

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在 2,151 人となっています。総人口に占める本市の身体障害者の割合は 3.10%となっています。障がい種別毎に見ると、肢体不自由が 1,178 人 (54.8%) と最も多く、次いで内部障害が 673 人 (31.3%) となっています。また、等級別に見ると、重度障害者（1，2級）は 1,053 人で、全体の 49.0%を占めています。

図表 5 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	751	724	737	740	732
2級	365	355	355	346	321
3級	318	299	286	281	275
4級	600	584	560	551	544
5級	167	163	155	148	142
6級	135	136	138	143	137
合計	2,336	2,261	2,231	2,209	2,151

資料：福祉課（各年度末現在）

図表 6 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	139	141	136	132	130
聴覚・平衡機能障害	148	150	153	158	151
音声・言語障害	19	17	19	20	19
肢体不自由	1,399	1,326	1,286	1,249	1,178
内部障害	631	627	637	650	673
合計	2,336	2,261	2,231	2,209	2,151

資料：福祉課（令和元年度末現在）

図表 7 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	1	1	0	0	0	0	2
	18～64歳	9	6	0	2	5	2	24
	65歳以上	29	35	4	10	15	11	104
	合計	39	42	4	12	20	13	130
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	0	3	2	1	0	6	12
	18～64歳	1	14	8	6	1	6	36
	65歳以上	11	11	12	20	0	49	103
	合計	12	28	22	27	1	61	151
音声・言語 障害	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	1	1	3			5
	65歳以上	0	2	10	2			14
	合計	0	3	11	5	0	0	19
肢体不自由	18歳未満	16	6	2	0	0	0	24
	18～64歳	108	60	33	68	35	19	323
	65歳以上	103	170	132	296	86	44	831
	合計	227	236	167	364	121	63	1,178
内部障害	18歳未満	8	0	2	0			10
	18～64歳	112	6	20	30			168
	65歳以上	334	6	49	106			495
	合計	454	12	71	136	0	0	673
合計	18歳未満	25	10	6	1	0	6	48
	18～64歳	230	87	62	109	41	27	556
	65歳以上	477	224	207	434	101	104	1,547
	合計	732	321	275	544	142	137	2,151

資料：福祉課（令和元年度末現在）

(2) 知的障がい児・者

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 547 人となっており、増加傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は 0.79%となっています。

障がい程度別に見ると、A判定が 189 人（34.6%）、B判定が 358 人（65.4%）となっており、B判定の方が多くなっています。

図表 8 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	168	157	181	185	189
B判定	290	289	318	341	358
合計	458	446	499	526	547

資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい児・者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度末現在 404 人となっています。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は 0.58%となっています。

障がい等級別に見ると 2 級が最も多く、全体の 70.5%を占めています。

また、自立支援医療（精神通院）利用者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在 908 人となっています。平成 27 年度と比べて 22.2%増加しています。

図表 9 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	57	56	55	54	51
2 級	186	201	238	258	285
3 級	52	50	50	61	68
合計	295	307	343	373	404

資料：福祉課（各年度末現在）

図表 10 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	743	783	817	851	908

資料：福祉課（各年度末現在）

(4) 発達障がい

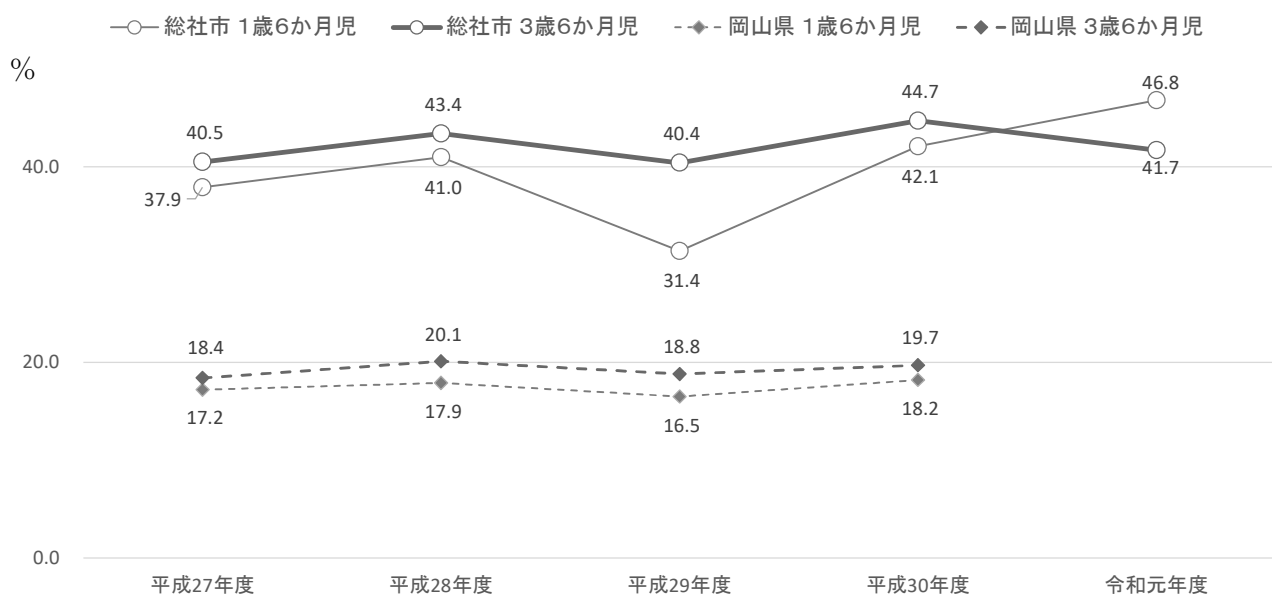
発達障がいを疑うきっかけは人によりさまざまですが、幼稚園や保育園等の集団生活をしていく中で集団になじみにくさを感じたり、親が育てにくさを感じたりすることで気がつくことも多いです。保護者や周囲に発達障がいについての理解が広がり、発達を促すための療育等必要な支援を早期に勧められることもあり、支援が必要とされる人数は近年増加傾向にあります。また、本人や家族に発達障がいへの気づきがないまま青年壮年期を迎えることで、ひきこもり、就労困難、経済的困窮など、何らかの社会的不適応を抱えている場合がありますが、その多くは手帳等を持たず、福祉サービスを受けていない現状があります。そのため、発達障がい児・者に対しては早期発見と切れ目のない支援体制を構築することが特に重要です。

本市は、乳幼児健康診査結果における発達障がいの疑いがある児の率が県と比較してかなり高く推移しています。これは本市がすべての新生児へ実施している訪問をきっかけに、乳幼児・保護者とのかかわる機会をできるだけ多く設け、早期の気づきにつなげていることによるものと考えられます。一方で、一定の診断基準の必要性を求める意見もあり、相互理解のもと適切な支援につながる仕組みづくりが課題点として浮き彫りになっています。

また、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍率（小学校）も、全国・県と比較して非常に高く推移しております。発達障がい児への支援のひとつに、将来の自立をしっかりと見据えた実りある就学期を送る環境を整備することが挙げられます。発達障がい児・者への支援が増加の一途をたどる今、インクルーシブ教育の理念の下、医療・福祉とも連携を図り、保護者の気持ちに寄り添いながら、適切な就学先を決定するための仕組みを作るなど、新たな支援体制を構築する時期を迎えています。

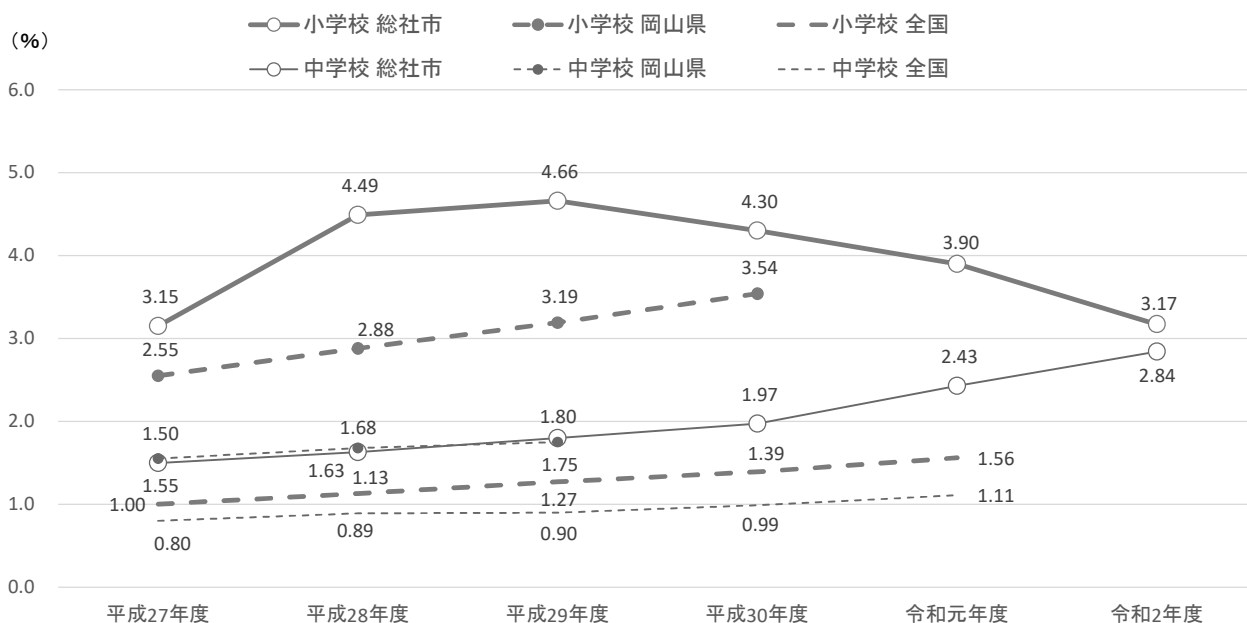
障がい児通所支援利用者数（障がい福祉サービス受給者証所持者）についても増加は著しく、とりわけ就学児の利用者の増加が顕著で、平成 27 年度と比べて 2 倍以上となっています。

図表 11 発達障がいの疑いがある児の推移（乳幼児健康診査結果）



資料：こども課（各年度末現在）

図表 12 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍率の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

図表 13 【児童福祉法】障がい児通所支援 障害福祉サービス受給者証所持者の推移（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未就学児	245	315	325	329	303
就学児	141	181	207	259	316
計	386	496	532	588	619

資料：こども夢づくり課（各年度末現在）

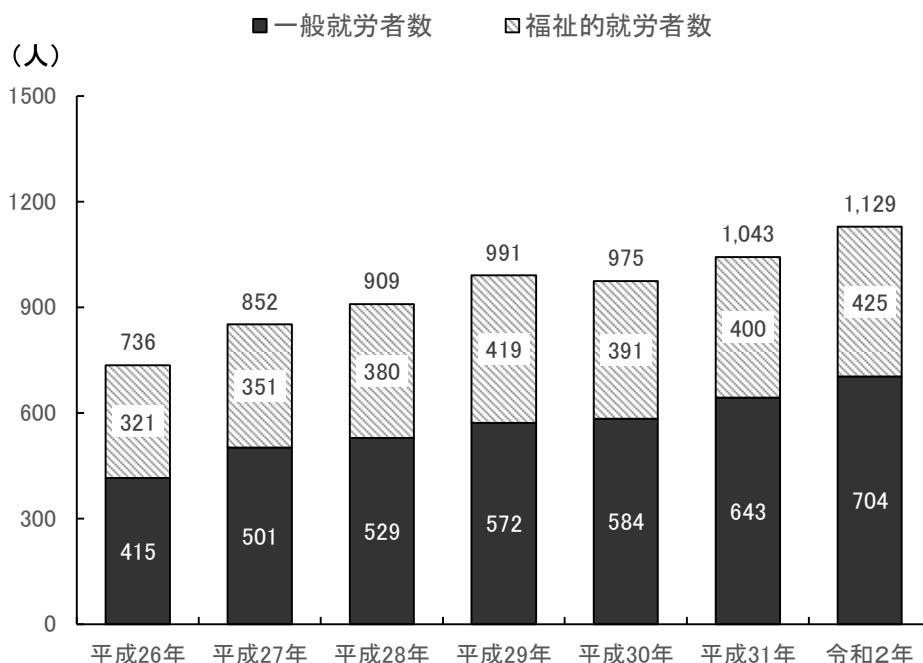
(5) 障がい者の就労状況

障がい者の就労状況をみると、平成26年には一般就労と福祉的就労を合わせて736人の障がい者が就労していたのに対し、令和2年には1,129人と、約1.5倍となっています。

本市においては、障がい者千人雇用事業の推進によって、就労の機会を増やすことに努め、その結果、平成29年5月に障がい者の就労数が1,003人と、当初目標の1,000人を超えました。

今後は、「障がい者千五百人雇用」を目指し、障がい者千五百人雇用センターを中心にハローワーク総社、倉敷障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用機会の確保に努めます。

図表 14 障がい者の就労者数



資料：福祉課（各年4月1日現在）

【カウントの基準】

- ① 総社市内の事業所において就労している障がい者
- ② 総社市外の事業所において就労している総社市在住の障がい者
- ③ 千五百人雇用センターを通じて就労するなど総社市の取組に基づき就労している障がい者

第3章 総社流の重点施策に対する取組

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた一貫した支援、障がい者雇用の推進、ライフステージに応じた発達支援の3つを喫緊の重要課題とし、取り組んでいきます。

1. ライフステージを通じた一貫した支援

本市では、平成23年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成29年5月、目標としていた障がい者1,000人の就労を達成したことから、新たに「障がい者千五百人雇用」事業を開始しています。総合計画には、「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指す都市像として掲げており、就労分野においては、ある程度の道筋をつけることができたものと考えています。

しかし、「障がい者千人雇用」事業を推進する過程で、様々な課題も見えてきました。就労は、青年壮年期にある障がい者だけを見ては不十分であり、その前のライフステージにある乳幼児・就学期や、その後に控える高齢期までを含んだ、正に「障がい者の一生」を通じて支援することが重要なのだということも、その一つです。

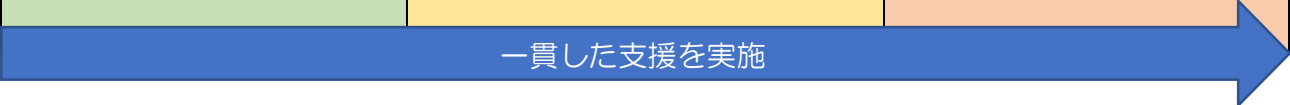
さらに、就労の有無にとらわれることなく、どのような障がい者の方でも「その人らしく」ライフステージを歩んでいけるようなしっかりと寄り添った支援となるよう取り組んでいきます。

障がい者本人の一生は連続し途切れることなく続いていくものであるにも関わらず、多くのサービスは、障がい者の一生を便宜的に区切って提供されています。このことにより、ライフステージの節目において、支援や生活の場におけるスムーズな継承や接続が行われず、当事者のみならず、ご家族にも少なからず混乱や戸惑いを与えてしまっていることがあることも課題の一つです。

こういった課題を解決するためには、障がい者の自立と生活の質の向上を支援することを目的に、乳幼児・就学期では次の青年壮年期に向け早期の気づきと適切な支援を行い、青年壮年期では次の高齢期に向け経済的な自立と居住支援を中心に進める取り組みが重要となります。また、障がい者が地域で一生を生きていくためには、その地域の方々の協力が必要不可欠であり、地域と行政が一体となって、支援していく体制も図ってまいります。

第3期総社市障がい者計画に掲げた「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」という基本理念を実現するためには、障がい者のライフステージを通じ、一貫して支援する体制の構築を引き続き強力で推進することとします。

図表 15 ライフステージを通じた一貫した支援

乳・幼児期，就学期	青年壮年期	高齢期
<p>就学前・就学時における移行及び相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進センター「きらり」の活用 ・「早期一貫サポートシステム」等の活用による情報集約 ・特別支援教育支援員等の配置 	<p>「障がい者千五百人雇用」の実現</p> <p>施策のステップアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社デニムマスク事業の実施等により全国平均を上回る工賃の確保 ・特別支援学校との連携 ・雇用ニーズのマッチング・定着支援 ・「就労移行支援金」の活用と周知 	<p>親亡き後を見据えた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老後を過ごせるための居場所、住まいの提供 ・グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保 ・地域生活支援拠点の整備 ・入居支援機関との連携
<p>一貫した支援を実施</p> 		

(1) 乳幼児・就学期

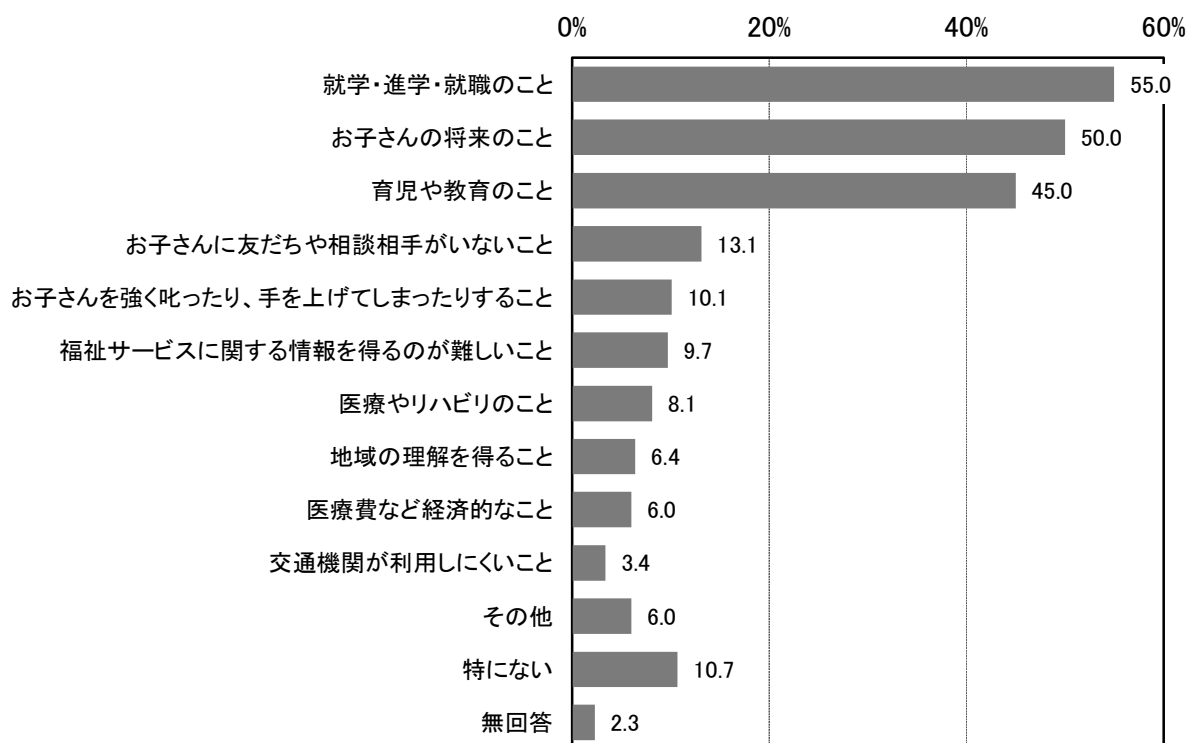
【現状と課題】

障がい児の保護者は、不安や悩みの中にあることが多く、精神的にも肉体的にも過度な負担を強いられることが多くなります。アンケート調査で障がい児の保護者に、子どものことについて相談したい内容をたずねたところ、「特にない」と回答した保護者は10.7%にとどまっており、約9割の保護者は何らかの相談したいことがあると回答しています。また、その内容も多岐にわたっています(図表16)。しかし、子どもの世話や家事の他、通院などもすべて保護者が引き受ける中で、地域の中で誰にも相談できず、孤立しがちになるという、ライフステージ上の特徴があります。

一方で、障がい児を支える機関が保健、医療、障害福祉、保育、教育と多岐にわたること、どこに相談したらよいのか混乱しがちです。総合的に障がい児と保護者を支援するため、相談窓口を一本化し、関係機関で情報を共有することの重要性は高いものと考えられます。

就学期には、進路に対する不安や、学校の方針と自身の考え方との乖離など、悩みや不安は、より複雑かつ多様化していきます。どのようなサービスが提供されているのか、どのような対応を今後していけば良いのかといった情報も、手探りで探していく必要があり、必要な情報を、必要な時に、適切に提供していくことが強く求められています。

図表 16 子どものことで相談したい内容



計: 298人

(現在就学中、または就学前のお子さんの保護者の方を対象に調査)

【 今後の取り組み 】

最初のライフステージである乳幼児・就学期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、次のライフステージである青年壮年期に円滑に「つなぐ」ことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
「早期一貫サポートシステム」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期における福祉教育 ● 学校教育における福祉教育 ● 障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実 ● 児童発達支援の充実 ● 放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化 ● 療育相談，訪問指導の充実 ● 関係機関とのネットワークの整備 ● 個々の子どもに合わせた支援の充実 ● 療育を受けることのできる場の充実 ● 親の会の育成，支援 ● 障がい児保育，教育体制の推進
特別支援教育の充実 特別支援教育推進センター 「きらり」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学指導体制の充実 ● 教育相談の充実 ● 特別支援学級等における指導・支援の充実 ● 通常の学級における指導・支援の充実 ● 進路指導の充実

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和5年度
発達障がい児への 「中学卒業後のアクセス 100%」を達成	100%	100%
県立倉敷まきび支援学校の卒業生の就職率（※1）	55.5%	50.0%

※1 総社市民である高等部生徒を主体に集計した就職率。

(2) 青年壮年期

【現状と課題】

本市では、平成24年4月に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、障がい者の雇用について強力的に取り組を進めてきました。平成29年5月に目標としていた障がい者1,000人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決にむけ、「障がい者千五百人雇用」事業をスタートしています。アンケートの自由回答欄には、「千人雇用の取組みが本当に有難いです。」「障がい者雇用に注力されており、引き続きよろしく申し上げます。」といった記述がある一方で、「障がい者雇用の給料は低く、家を建てて暮らすという夢を実現できそうにありません。」「障がい者雇用を増やして欲しいです。」といった厳しい声も多数ありました。就労を希望するすべての障がい者が働けるように支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していく必要があります。

特に、就労したのちの障がい者自身の生活の質の向上、そして生涯働いていく上で、仕事の継続・定着と給与及び工賃の向上は大きな課題です。現状では、生活の質の向上につながる給与及び工賃が岡山県平均を下回っており、また、定着率においても職場への理解等が十分足りておらず、退職につながっているケースなどもあります。

そのような中、令和2年3月からは、コロナウイルスが感染拡大する中、マスク不足解消のため、総社デニムマスクの製作・販売に有志の就労継続支援事業所で取り組み、新たな収入を生み出すことができました。引き続きこのような新たな仕事の創設を行うとともに、働きやすい職場づくりなどに取り組む必要があります。

また、就労の有無にかかわらず、障がいのある人が安心した地域生活を送ることができるよう、自立支援サービスの基盤の充実を進め、相談・情報提供体制の充実、社会参画に向けた支援、権利擁護など、就労以外の多様な取組も同時に推進することで、障がいのある人の生活を総合的に支えていく必要があります。

【今後の取り組み】

ライフステージの中心に位置する青年壮年期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力的に推進するとともに、乳幼児・就学期からの引き継ぎを円滑に行い、また、次のライフステージである高齢期までも見据えた対応を適切に行うことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

加えて、総社デニムマスク事業に取り組む中で、障がい者の方が支えられる側から支える側になることができ、障がい者の方々にとっては大きな喜びであるとともに生きがいとなりました。そのような地域への貢献や生きがいとなるような仕事の創設にも力を注いでまいります。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
障がい者雇用 1,500 人の達成	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用関係助成金制度の活用 ●障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援 ●市民の理解促進 ●障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信 ●就業・生活支援体制の枠組みづくり ●支援プランの検討 ●就労継続支援 A 型及び B 型との連携 ●就労継続支援事業・就労移行支援の充実
全国平均を上回る 工賃確保	<ul style="list-style-type: none"> ●総社デニムマスク事業による工賃の向上 ●事業者としての市の取組 ●授産製品の販売支援
特別支援学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●就労支援の充実
雇用ニーズの マッチング・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の各種助成制度等の周知, 障がい・障がい者に関する理解促進 ●就労移行支援事業の利用促進 ●就労支援の充実 ●就労定着支援の充実
「就労移行支援金」の 活用と周知	<ul style="list-style-type: none"> ●「就労移行支援金」の活用と周知を図る

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値	
	令和元年度	令和 5 年度	令和 7 年度 (参考)
「障がい者 1,500 人雇用」の達成	1,129 人	1,300 人	1,500 人
就労継続支援 A 型事業所 月額給与 の平均額 85,000 円以上	73, 247 円 (県平均 80,912 円)	85,000 円	-
3 か所以上の就労継続支援 B 型事業 所月額工賃 30,000 円以上	平均 11,277 円 (県平均 14,913 円)	30,000 円 3事業所	-

(3) 高齢期

【現状と課題】

高齢期はライフステージの最後に位置しますが、近年の高齢化の進行によって、活動的な障がい者が増えている一方、加齢とともに心身の活力が徐々に低下し、いわゆる「フレイル（虚弱）」の状態になっている方もいて、他のライフステージ以上に様々な状態の方が存在しているという特徴があります。

家族との死別によって一人暮らしになってしまったり、その結果、地域とのつながりが失われ、結果として閉じこもり状態になってしまったりするなど、高齢期ならではの課題が生じやすくなっています。

当事者やその家族が不安に感じている事柄の上位に、「親亡き後」のことが挙げられています。たとえ家族介護者がいなくなったとしても、「終の棲家」がしっかり確保されているのだと安心していただけるよう、グループホームや福祉施設などを整備していくことが必要です。

さらに、地域生活支援拠点として、24時間対応できる緊急時の迅速・確実な相談支援、事業所の受け入れ体制を整備してまいります。また、体験の機会を提供し、住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう地域で支える仕組みづくりも重要となります。

第3期障がい者計画の基本理念である「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」の成否は、高齢期をいかに安心して過ごしていただけるかにかかっています。障がいのある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくりなども含めた、総合的な支援を図っていきます。

【今後の取り組み】

ライフステージの最後に位置する高齢期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を推進するとともに、青年壮年期からの引き継ぎを円滑に行い、安心して老後を過ごせるよう最大限の配慮をすることで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
老後を過ごせるための居場所，住まいの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進 ● 不動産業者への理解促進
グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住系サービスの整備促進
地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談機能の充実 ● 緊急時の受け入れ体制の構築 ● 体験の機会・場の提供 ● 専門的人材の確保・養成 ● 地域の体制づくり
入居支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産業者への理解促進

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和5年度
市内のグループホームの利用率	98.6%	98.0%以上

2. ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進

(1) 障がい者千五百人雇用の実現（さらなる雇用拡大）

【現状と課題】

平成29年5月に障がい者の雇用者数が当初目標の1,000人を達成したことから、これまでの事業において培った知識・経験を生かし、発展させ、次の目標である1,500人の雇用を目指します。

この目標達成のためには、圏域への広がりや波及、障がい手帳を持たない発達障がいや、難病の方々への対応、働いている方々の満足度等の向上、就労へ向けての問題点や課題点、いかに長く働いていただけるかというところの支援による離職者の減少、新たな就労者の増加により、1,500人雇用の達成に向け取り組みます。

【今後の取り組み】

第3期総社市障がい者計画を推進するなかで明らかになった現状や課題を踏まえ、就労を希望するすべての障がい者が働けるように支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していき、1,500人雇用の達成に向け取り組みます。

ただし、1,500人雇用という数字のみにとらわれることなく、現在就労されている方への支援も充実させ、生活の質の向上及び定着率の向上についても取り組みます。

(2) 生活の質の向上

【現状と課題】

生活の安定のためには、収入の確保が必要であり、生活の質を高めるには、収入額の向上を図っていく必要があります。アンケート調査では、収入が低いことに対する声が多かったこと、また、A型・B型の平均給与・工賃は、若干右肩上がりで数字は伸びてはいるものの、県の平均と比べると少々低いという現状もあることから、障がい者の生活の質を向上させるために、令和2年度より開始した総社デニムマスク事業をはじめ、事業所の皆様との連携をさらに強化しながら給与（工賃）の向上に向けて取り組みます。

【 今後の取り組み 】

令和2年度より開始した総社デニムマスク事業をより発展させて、新商品の販売・イベントの開催を積極的に行います。また、企業から事業所への受注営業の支援や販売場所の確保なども行い、給与（工賃）の向上に向けて取り組み、障がいある方の生活の質の向上に繋がっていきます。

(3) 働きやすい職場づくりと定着支援

【 現状と課題 】

障がい者千五百人雇用センターに寄せられた相談のうち、在職中の方からの相談件数は約6割（令和元年度）となっています。つまり、就労はできたが、その後も課題が出てきていると言えます。

【 今後の取り組み 】

就労者が安定した所得を得て、さらに生活水準を維持・向上するために、さらなる定着支援等を図っていきます。

働きやすい職場作りのためには、企業側の理解も必要不可欠であり、採用担当者のみならず、配属先の従業員等にも、障がいに対する理解を深めていただくために、企業向けセミナーを行っていきます。

また、新たに就労することに関しても、離職した場合も含めて、企業への理解等を深めていただけるよう支援してまいります。

(4) ライフステージを通じた障がい者雇用の推進

【 現状と課題 】

青年壮年期になって初めて支援を開始するのではなく、ライフステージのより早い段階である就学期から、本人の障がい特性や障がいの程度等に応じた計画的な支援を行うことが大切です。

【 今後の取り組み 】

就学期の障がいのある生徒に対し、企業等と連携した現場実習等の就業体験の機会の拡大、校内実習の改善や企業関係者を講師とした授業の実施などのキャリア教育、職業教育の改善充実を図るとともに、小・中学校とも連携した系統的なキャリア教育を推進します。

3. ライフステージを通じた発達支援

【 現状と課題 】

平成 17 年に施行された発達障害者支援法により、発達障がいについて定義づけられました。この法では「発達障がいの早期発見」「発達支援を行うことに関する行政の責務」「発達障がい者の自立及び社会参加に資する支援」が明文化され、既に他の法律で定義されていた身体障がい、知的障がい、精神障がいに該当しないことで、長年にわたり支援が行き届いていなかった発達障がいに対し、ここから支援が始まりました。

発達障がいは通常低年齢で発現するため、発達障がいについて注視すべき最初のライフステージは乳幼児・就学期です。乳幼児期に発達障がいの疑いがある児童を早期発見し、就学・就労・自立など次のライフステージを意識しながら発達を促すための支援をし、就学期は障がいの有無にかかわらずすべての子どもがともに学べる仕組みの中で、それぞれの児童の特性に適した切れ目のない支援を行うことが重要です。

一方、これまで本人や家族に発達障がいへの気づきがないまま青年壮年期以降のライフステージに至ることで、ひきこもり、就労困難、経済的困窮など、何らかの社会的不適応を抱えている場合も多くみられます。また、本来は支援が必要な状況にありながら、支援を受けられずいたり、自分が支援を受ける必要があることの認識がなかったりするなど、青年壮年期・高齢期ならでは課題もみられます。これらに対処すべく、幼児・就学期においては、家族の理解（家族支援も行いながら一緒に将来を考える。）のもと本人の特性を見極め、次の青年壮年期における就労をはじめとする社会参加に如何につなげるかを意識し支援することが大切で、青年壮年期においては、経済的自立へ向けた支援を中心に行い安心した高齢期へつながるといふライフステージを通じた支援に取り組む必要があります。また、現在は義務教育終了時に支援が届き難くなるという課題もあり、本人・家族が困った時の相談先を在学中から確認することや高校・大学との連携などライフステージを通じた支援が求められています。本市では、課題が表面化して初めて対応をはじめめるのではなく、支援を働きかけることによるニーズの把握、支援を積極的に行う必要があります。

【 今後の取り組み 】

総社市地域自立支援協議会と連携の上、児童発達支援を利用する障がい児の就学前に、保護者、学校園及び相談支援・児童発達支援事業所による移行支援会議を実施し、それぞれの児童に必要な支援の共通理解を進めます。

また、義務教育終了後に支援が必要と思われる生徒について、保護者や本人、学校、社会福祉協議会及び教育委員会による四者面談を実施し、卒業後の相談先について共有するなど、乳幼児期・就学期・青年壮年期を円滑につなぎ、ライフステージを通じた一貫した支援を推進します

図表 17 そうじゃ式早期一貫サポートシステム



第4章 成果目標と評価指標

1. 障がい福祉サービス等に関する成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても、障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の指針では、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとされています。

実態調査の結果によると、施設に入所している障がい者のうち、病院や施設以外で暮らしたいとの希望がある方の割合は42.7%となっており、約4割の施設入所者が地域で暮らしたいという希望を持っていることが分かります。一方、地域で暮らしたいと回答した障がい者の25.0%は「家族や親族と一緒に暮らしたい」という意向を持っており、「施設から地域へ」という流れの中で、家族へ負担を強いることにならないように、障がい者が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現できるように、各種サービスの充実も同時に進めていく必要があるといえます。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
令和元年度末現在の施設入所者数	67人
令和元年度末までの地域生活移行者数	1人

【数値目標】

項目	目標値
令和5年度末の施設入所者数	65人
令和5年度末までの削減数	2人
令和5年度末までの地域生活移行者数※	4人

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

【実績値】

項目	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
協議の場の参加者数（延べ）	25人
協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回

※実績値は令和2年度。

【数値目標】

項目	目標値
保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
協議の場の参加者数（延べ）	25人
協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回

※目標値は令和5年度。

（3）地域生活支援拠点等の整備

地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となります。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所

※実績値は令和2年度。

【数値目標】

項目	目標値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所以上
運用状況の検証及び検討回数	1回/年

※目標値は令和5年度。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

実態調査の結果によると、現時点での未就労者に占める就労意欲のある障がい者は 14.9% となっています。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とします。

【国の基本指針】

- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

【実績値】

項目	実績値
令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数 (①+②+③)	12 人
令和元年度の一般就労移行者数 (①+②+③)	16 人
①就労移行支援事業利用者	1 人
②就労継続支援 A 型利用者	15 人
③就労継続支援 B 型利用者	0 人

【数値目標】

項目	目標値
令和5年度の年間一般就労移行者数（①+②+③） （令和元年度実績の1.27倍以上）	21人
①就労移行支援事業利用者 （令和元年度実績の1.3倍以上）	2人
②就労継続支援A型利用者 （令和元年度実績の1.26倍以上）	18人
③就労継続支援B型利用者 （令和元年度実績の1.23倍以上）	1人

② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目的とします。

【国の基本指針】

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
令和元年度の就労定着支援事業利用率	25%

【数値目標】

項目	目標値
令和5年度の就労定着支援事業利用率	70%

③ 就労定着支援による職場定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割とすることを目標とします。

【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1年後の職場定着率（令和元年度）	20%

【数値目標】

項目	目標値
令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

（5）障がい児支援の提供体制の整備等**① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実**

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを基本とします。

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業の実施	実施

※実績値は令和2年度。

【数値目標】

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業の実施	実施

※目標値は令和5年度。

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを基本とします。

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

【数値目標】

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所

※目標値は令和5年度。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障がい児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受け入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障がい児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制の整備は喫緊の課題となっています。

本市に設置された、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場等で、令和3年度の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた協議を進めます。

また、医療的ケアが必要な児童の実態把握を行うとともに、医療的ケア児に一定の対応ができる障がい者通所支援事業所を増やすため、事業所に研修会等の情報提供を行うなどし、医療的ケア児の受け入れの促進を図ります。

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【実績値】

項目	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置

※実績値は令和2年度。

【数値目標】

項目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
コーディネーターの配置	配置

※目標値は令和5年度。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続して実施するとともに、地域の相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化等の取組を継続して実施することで、相談支援体制の強化を図ります。

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

本市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人/月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

① サービスの内容と実施の見込み

【居宅介護】

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	973	1,096	1,013	1,204	1,287	1,382
人/月	74	76	78	88	94	101

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	353	330	283	515	515	515
人/月	2	2	2	3	3	3

【同行援護】

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	63	51	57.5	60	66	73
人/月	11	7	8	8	9	10

【行動援護】

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	38	30	25	48	56	64
人/月	4	4	3	6	7	8

【重度障害者等包括支援】

常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間/月	0	0	0	124	124	124
人/月	0	0	0	1	1	1

② 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成30～令和元年度は3月の利用実績，令和2年度は9月の利用実績です。
- 居宅介護については，利用実績から見込量を推計しました。
- 重度訪問介護については，利用・支給決定の実績をもとに，1名の増加としました。
- 同行援護については，利用実績の傾向から，増加見込みとしました。
- 行動援護については，利用実績をもとに，1名ずつの増加としました。
- 重度障害者等包括支援については，現在まで利用者はいませんが，本計画においては，支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

③ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にふさわしいサービス提供事業者を選ぶことのできるように情報提供を行うとともに，多様な事業者の参入を促進します。
- 必要としている障がい者に十分なアプローチができていない面もあると考えられるため，相談支援事業の強化を行う必要があります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

① サービスの内容と実施の見込み

【生活介護】

常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	2,486	2,630	2,524	2,885	3,035	3,185
人/月	135	140	139	154	162	170

【自立訓練（機能訓練）】

障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」のタイプがあります。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	0	0	0	23	23	23
人/月	0	0	0	1	1	1

【自立訓練（生活訓練）】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	153	79	22	124	124	124
人/月	8	6	3	6	6	6

【就労移行支援】

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	124	188	265	267	302	338
人/月	8	12	20	15	17	19

【就労継続支援（A型）】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	2,254	2,149	2,112	2,509	2,702	2,895
人/月	115	106	106	130	140	150

【就労継続支援（B型）】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	2,321	2,606	2,667	2,954	3,138	3,323
人/月	122	147	152	160	170	180

【就労定着支援】

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	3	4	1	5	5	5

【療養介護】

医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	13	12	12	13	13	13

【短期入所（福祉型）】

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	137	70	73	129	143	158
人/月	26	18	17	27	30	33

【短期入所（医療型）】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	17	2	14	21	25	28
人/月	4	1	4	6	7	8

② 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成30～令和元年度は3月の利用実績、令和2年度は9月の利用実績です。
- 生活介護については、増加傾向である利用実績及び新規事業者の参入を考慮し、利用者数を推計しました。
- 自立訓練（機能訓練）については、事業所自体が県下において極めて少ないため、利用実績がありませんが、本計画においては、支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。自立訓練（生活訓練）については、利用実績から見込量を推計しました。
- 就労移行支援については、障がい者千五百人雇用を目指して、一般就労を進めていくため、年間2人の利用増を見込みます。令和2年9月はB型事業所利用のアセスメント取得のための一時的な利用が多かったため、通常の利用者ベースでの見込みです。
- 就労継続支援（A型）は、障がい者千五百人雇用を目指して就労を進めていくため、年10人の利用増を見込みます。平成30年・令和元年にA型事業所の閉鎖が相次いだことで利用者が減少していますが、就労希望者への支援や既存の事業所の経営改善等に取り組み、3年間で増加していく見込量としています。
- 就労継続支援（B型）は、利用実績が増加傾向です。本計画における令和5年度の見込量については、障がい者千五百人雇用を目指して3年間で20人程度の増加を見込みます。
- 療養介護については、令和2年度は12名の利用があり、今後の増加は3年間に1人と見込みます。
- 短期入所については、令和2年9月現在の支給決定者数は122名です。利用に備え、見込量を確保する必要がありますが、利用実績から福祉型については1年に3人の増加、医療型については1年に1人の増加を見込みました。

③ 見込量を確保するための方策

- 生活介護については、個々の障がい者にあった事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。また、利用者の実態把握に努め、施設との連絡調整の強化に努めます。
- 自立訓練については、今後、サービス提供事業者の動向に注意するとともに、利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。
- 就労移行支援は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。また、一般就労を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。
- 就労継続支援（A型）は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。なお、利用を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。さらには、事業所の経営安定及び利用者の所得向上につながるよう、事業所間の協力による事業実施の支援や、経営改善や生産性向上に資するセミナー等を開催します。
- 就労継続支援（B型）は、障がい者にとって、適切なサービスを利用することができるよう、事業者や特別支援学校等との連携を強化するとともに、利用者や家族の意向を適切に把握する必要があります。工賃の増加を図る方策を施設事業者とともに考えていく必要があります。利用を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携を図り、情報提供を含めた必要な支援を行います。
- 療養介護については、予算を確保し、サービスを必要とする場合に対応できるよう努めます。
- 短期入所については、急を要する利用や事情により支給決定量を上回る利用も想定されるため、真に必要な際には適切な対応を行います。また、医療的ケアを必要とする利用者や、前日や当日等に緊急で利用する必要が発生した利用者の受け入れが積極的に行われるよう、「短期入所拡大促進事業補助金」による事業者への支援を行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

① サービスの内容と実施の見込み

【自立生活援助】

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	0	1	1	1

【共同生活援助】

障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	64	60	65	66	70	74

【施設入所支援】

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	67	67	66	73	76	79

② 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成 30～令和元年度は 3 月の利用実績，令和 2 年度は 9 月の利用実績です。
- 自立生活援助については，平成 30 年度から開始されたサービスで，令和 2 年現在利用実績がありません。
- 共同生活援助については，住まいを確保し，高齢期を迎えても地域で安心して暮らせるよう，施設設置及び利用者の拡大を図ることを前提に，増加見込みとします。
- 施設入所支援については，国が削減指針を示しているところですが，利用実績及び現在の待機登録者が 24 人であることを鑑み，増加見込みとしています。

③ 見込量を確保するための方策

- 共同生活援助については，障がいの程度に応じて，援助を受けながら地域で生活できる共同生活援助（グループホーム）の整備を推進するために，情報提供や相談など，事業者へ必要な支援を行います。また，地域での生活を希望する障がい者がスムーズに利用開始できるよう，事業者と協力して施設案内や見学・体験利用等の支援を行います。
- 施設入所支援については，地域で自立した生活が困難な利用者の意向を尊重し，必要なサービスが受けられるよう，事業者との連絡調整を行います。また，入所を必要とする障がい者やその家族に，入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

（４）相談支援

相談支援とは，障がい者等，障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ，必要な情報の提供や助言，サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか，サービス等利用計画作成や地域移行支援，地域定着支援等を行うものです。

① サービスの内容と実施の見込み

【計画相談支援】

障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い，一定期間ごとに見直しを行います。

単位	第 5 期（実績）			第 6 期（見込み）		
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人/月	127	122	123	143	155	168

【地域移行支援】

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	0	0	0	1	1	1

【地域定着支援】

居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	4	6	7	9	11	13

② 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成30～令和元年度は3月の利用実績、令和2年度は9月の利用実績です。
- 計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用する全員が対象となることから、これらの必要量を見込みました。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績から見込量を推計しました。

③ 見込量を確保するための方策

- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 地域生活支援拠点を整備し、24時間体制の相談支援に対応できるよう取り組みます。
- サービス事業者に対し参入を促し、事業者の確保に努めるとともに、適切なサービス利用計画が立てられるよう、地域自立支援協議会等とともに取り組みます。

(5) 障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援

障がい児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児相談支援」と「障がい児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

① サービスの内容と実施の見込み

【障がい児相談支援】

障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	111	118	169	160	180	200

【児童発達支援】

身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,802	1,402	1,809	1,645	1,645	1,645
人/月	282	246	234	235	235	235

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	0	0	2	20	20	20
人/月	0	0	1	5	5	5

【放課後等デイサービス】

学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	1,058	1,176	1,429	1,700	1,800	1,900
人/月	224	268	327	340	360	380

【保育所等訪問支援】

障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	12	5	19	20	20	20
人/月	9	4	13	10	10	10

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人日/月	0	0	0	5	5	5
人/月	0	0	0	1	1	1

② 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成30～令和元年度は3月の利用実績，令和2年度は9月の利用実績です。
- 障がい児相談支援，障害児通所支援については，過去の利用者数の増減傾向をふまえ，利用増加又は現状維持を考慮して推計しました。
- 居宅訪問型児童発達支援については，平成30年度から開始されたサービスですが，本計画では支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

③ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい児にふさわしいサービス提供者を選ぶことのできるよう、利用者に情報提供を行います。
- 児童の成長を実感できるサービスの提供に結びつくよう、相談支援事業所、サービス提供事業所との連絡調整の強化に努めます。

3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

【設置状況及び支援状況】

- 地域における相談支援の拠点である障がい者基幹相談支援センターでは、年間約7,000件の相談を受け、相談者と関係機関との連絡調整を図っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士、発達障がい支援コーディネーターをセンター内に設置し、学校や事業所、地域へ派遣して、障がいへの理解促進・啓発、助言を行っています。
- 虐待の防止、成年後見制度の利用支援、入居・入所支援などの問題に横断的に対応し、相談支援をワンストップで行う「総社市権利擁護センター“しえん”」を総社市社会福祉協議会へ委託して運営しています。
- 地域自立支援協議会にそれぞれの課題に対しての情報共有や事例検討を行う部会等を設置し、関係機関が連携を図り障がい者への支援を行っています。

【障がい者基幹相談支援センター】

		令和元年度実績	
相談内容	福祉サービス利用援助	障がいや病状理解支援	健康・医療
件数	594	365	859
相談内容	不安・情緒	保育・教育	家族・対人関係
件数	766	364	1,147
相談内容	経済的な事柄	日常生活	就労
件数	516	1,284	611
相談内容	社会参加・余暇	権利擁護	その他
件数	78	45	372
		合計	7,001

【権利擁護センター“しえん”】

		令和元年度実績		
相談内容	高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待	
件数	802	124	562	
相談内容	家庭内暴力	成年後見	日援事業	
件数	50	455	70	
相談内容	入院・入居	犯罪被害	法律	
件数	97	3	65	
相談内容	生活	その他	合計	
件数	1,086	12	3,326	

※件数には障がい者以外のケースの相談も含む。

【今後の方策】

- 相談支援事業については、利用者が必要なサービスを適切に受けられることが出来るよう、更に充実、強化していく必要があります。
- 障がい者の地域移行やライフステージを通じた支援を進めていくうえで、障がい者基幹相談支援センターや権利擁護センターは中核的な役割を果たす機関として、地域自立支援協議会とも連携を図りながら、相談しやすい窓口づくり、訪問相談の充実、包括的な支援の強化、関係機関の連携強化等に取り組みます。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、市役所に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	30	39	9	90	95	100

【手話通訳者設置事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	1	1	1	1	1	1

【手話奉仕員養成研修事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	6	4	0	15	15	15

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 意思疎通支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市嘱託員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。
- 手話奉仕員の派遣事業については、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（令和元年度登録者15名）を利用者からの要請で派遣していますが、令和元年度実績では年間延べ2件でした。
- 手話通訳者（令和元年度登録者4名）の派遣については、医療機関の受診、高齢者サロンなどでの手話通訳等、令和元年度年間延べ85件の利用がありました。また、要約筆記者（令和元年度登録者4名）の派遣についても、令和3年以降は年間10件程度を見込みます。
- 手話奉仕員養成研修事業については、実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載しており、R3年度に入門編、R4年度に基礎編を実施する予定としています。

【見込量を確保するための方策】

- 手話通訳者（市嘱託員）については、引き続き1名を市に配置するとともに、障がい福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- 手話通訳者、要約筆記者等の派遣事業については、対象となる障がい者に周知を図るとともに、医療機関等へも制度の周知を行い、支援を受けやすい環境づくりに努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

【介護・訓練支援用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	3	4	1	10	10	10

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【自立生活支援用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	4	3	6	10	10	10

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【在宅療養等支援用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	8	14	6	15	15	15

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【情報・意思疎通支援用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	40	30	28	45	45	45

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【排泄管理支援用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	1,715	1,520	820	1,700	1,725	1,750

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【居宅生活動作補助用具】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	4	4	2	5	5	5

※令和2年度は9月末までの給付決定件数

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 情報・意思疎通支援用具の給付は、ほぼ横ばいの実績です。
- 人工肛門患者のためのストマ装具や紙おむつなど、排泄管理支援用具についても増加傾向です。
- 以上のことから、本計画における令和5年度の見込量については、排泄管理支援用具を年間25件増とします。

【見込量を確保するための方策】

- 日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後、必要に応じて対象者の範囲を拡大したり新たな用具を追加したりするなどの見直しも検討します。
- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

（4）移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに對して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/月	19	19	17	30	30	30
時間/月	122	127	67	150	150	150

※1ヶ月当たりの実利用人数（人/月）を記載。

※時間数は月あたりの平均時間数を記載。（令和2年度は9月までの実績）

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 移動支援事業については、個別の移動支援（個別支援型）として実施しており、令和2年9月末現在で93人の利用決定者がいます。
- 社会参加や余暇活動の多様化により、移動支援サービスに対するニーズは、高まっています。
- 従来の移動支援内容以外（児童の余暇活動等）の利用については、支給内容を慎重に検討する必要があります。

【見込量を確保するための方策】

- 移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら、対象範囲（利用内容、対象年齢等）を検討していく必要があります。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。
- 現在は、個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については、安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

（5）地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

【地域活動支援センターⅠ型】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	1	1	1	1	1	1
人日/月	128	115	98	130	130	130

※実績は延べ日数の平均（令和2年度は9月までの実績）

【地域活動支援センターⅡ型】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	1	1	1	1	1	1
人日/月	189	194	201	210	210	210

※実績は延べ日数の平均（令和2年度は9月までの実績）

【地域活動支援センターⅢ型】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	2	2	2	2	2	2
人日/月	247	202	161	220	220	220

※実績は延べ日数の平均（令和2年度は9月までの実績）

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 市内には、Ⅰ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所で地域活動支援センター事業を行っています。利用者数は、横ばいですが、障がい者の社会参加の機会を確保するため、事業内容の充実が必要です。

【見込量を確保するための方策】

- 地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として、各自治体において柔軟な取り組みが期待されるものです。
- 地域活動支援センターⅢ型事業については、精神に障がいのある人が主に利用しています。今後病院からの退院促進を強化していく上からも、重要な役割を果たしていくことが期待されます。
- 本事業については、安定した事業運営を図るため、引き続き委託事業として実施していきます。

(6) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方の権利を、成年後見人等の支援者を選ぶことで法律的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理（財産管理）と医療・介護等の手続き（身上監護）などがあります。また、成年後見人等の支援者は、本人が単独で行なってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行なったりすることができます。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があり、また、法定後見人は本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3区分があります。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人/年	3	5	1	6	8	10

※令和2年度は9月までの実績

(7) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	39	36	34	34	35	36
日人/月	1,590	1,931	2,006	2,050	2,100	2,150

※実績は延べ日数の平均（令和2年度は9月までの実績）

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 日中一時支援事業については、令和2年9月末現在で422人の利用決定者がいますが、令和2年4月から9月までの月平均の実利用者は208人です。
- 児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため年間延べ50人増とします。

【見込量を確保するための方策】

- 障がい児については、日中一時支援事業と放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を障がい者基幹相談支援センターと連携を取りながら収集・提供していきます。

(8) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回	1	0	0	1	1	1
人/年	28	0	0	30	30	30

※令和元年以降コロナウイルスの感染拡大により実施できず

【点字・声の広報等発行事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
種類	2	2	2	2	2	2
人/年	122	140	66	132	132	132

※令和2年度は9月までの実績

※点字・声の広報発行等事業における年間回数は、のべ発行部数

【自動車運転免許取得等事業】

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件/年	5	3	2	2	3	3

※令和2年度は9月までの実績

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、毎年、障がい者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で、広報紙の点訳版及び録音版を作成しています。
- 自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成の実績件数から毎年2から3件ずつ見込んでいます。
- これらの事業を継続実施することとし、本計画における見込量については、ほぼ例年どおりとします。

【見込量を確保するための方策】

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、引き続き年1回スポーツ大会を開催します。また、県のスポーツ大会についても周知し、社会参加機会の増進を図ります。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなっており、ボランティア募集の広報などを通して、活動を支援していくことが必要です。

(9) 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所	2	2	2	2	2	2
人/年	3	2	1	2	2	2

※令和2年度は9月までの実績

【利用状況及び本計画における見込量設定の考え方】

- 訪問入浴サービス事業については、平成 20 年度から実施しています。週 1 ～ 2 回の利用で、令和 2 年 9 月末現在で 1 名の利用があります。
- 本計画においては、現在の利用者数をもとに 1 名増員を見込みます。

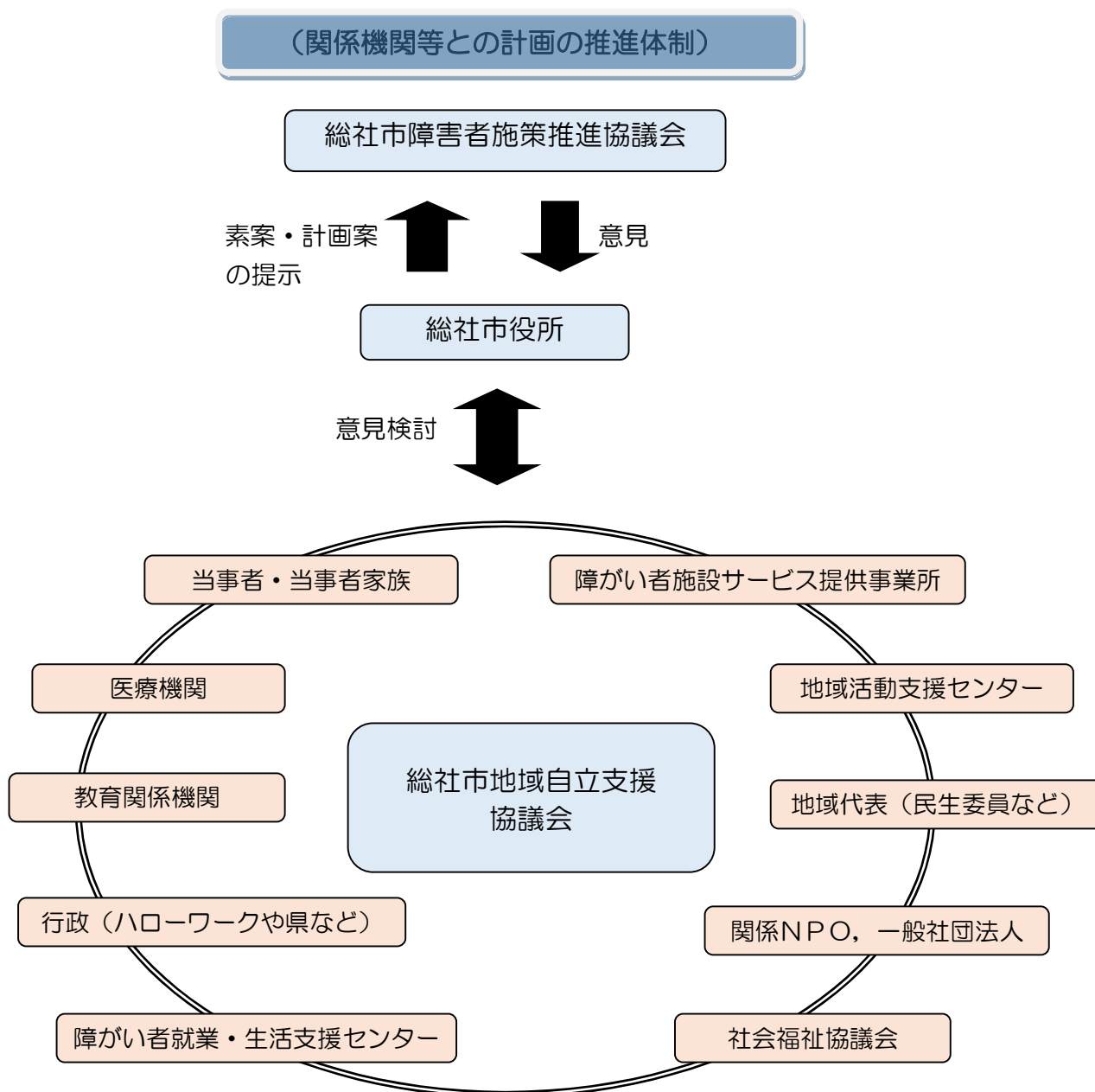
【見込量を確保するための方策】

- 訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においても、サービスを必要とする方のために、事業を継続していきます。

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域のさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠であるため、地域自立支援協議会を中心にハローワークや高齢・障害者雇用支援センター、企業や事業所などの就労に関わる各種団体・機関や医療機関などの保健医療の専門機関、サービス事業者、障害者団体やボランティア、自治会などの地域組織などのさまざまな関係機関・団体との連携・協働に努めます。



2. 計画の進行管理

各年度において、サービス見込量などについての達成状況の調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、地域自立支援協議会などの外部機関からの意見反映し、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。

(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「評価指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、各年度において障害者施策推進協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について集約し、計画に反映させていきます。

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)

基本指針

■障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示

計画 (Plan)

■「基本指針」に即して成果目標及び評価指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善 (Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

実行 (Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

- 成果目標及び評価指標については、各年度においてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、障害者施策推進協議会の意見を聴く。
- 評価指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

(2) 点検・評価結果の反映

障害者施策推進協議会から、計画の進捗状況や、計画を促進していくための方策について意見・提案等を受け、必要があると認めるときは、計画の見直し等、施策に反映します。